

三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金の交付申請に係る証明書作成における留意事項

<問い合わせ先> 三原市保健福祉課 発達支援係 電話 0848-67-6359 (平日 8:30~17:15)

■ 申請について

1 申請期限

次のいずれかに該当した日の翌日から起算して2か月以内となります。

- ① 不妊検査・一般不妊治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えたとき
- ② 不妊検査・一般不妊治療を終了したとき（夫婦のいずれか遅い方）
- ③ 不妊検査の開始日から2年経過したとき

2 制度改正に伴う新制度の取り扱いについて

平成28年12月1日以降に夫婦が共に不妊検査を開始した場合*に、一般不妊治療まで補助の対象となります。（*どちらかの検査開始日から概ね3か月以内にもう一方が検査を開始した場合）

区分	不妊検査	一般不妊治療
検査・治療	初診 検査	タイミング療法 薬物療法 手術療法 人工授精
	※医療保険の適用・適用外は問いません。	
平成28年12月1日から (対象年齢)制限なし	← 上限5万円補助（自己負担額の1/2） →	

■ 証明書の作成における留意事項について

証明書の作成、領収書の発行にあたっては、次のことに留意してください。

- 1 三原市規定の証明書の作成は、検査開始時点で妻の年齢が35歳以上の方のみ必要となります。
※先に広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の申請になるため、広島県の不妊検査・一般不妊治療費助成申請に係る証明書の作成が必要となります。三原市では、広島県の写しに代えて申請が可能のため、三原市規定の証明書の作成は必要ありません。
- 2 夫婦が同じ医療機関で受診をした場合は、まとめて作成してください。
※夫婦が別の医療機関で受診している場合は、それぞれの医療機関で作成が必要となります。

主治医氏名	主治医氏名欄に、主治医が自署するか、記名・押印してください。
夫・妻の名前	補助対象となる夫婦の氏名を記入してください。※夫婦のいずれか一方のみが受診している場合であっても、確認のため夫婦両方の名前を記入してください。
不妊検査・一般不妊治療期間	補助対象となる期間は、検査及び一般不妊治療の開始から終了までの2年以内のものとなります。
患者負担額 (領収額)	補助対象となる不妊検査・一般不妊治療に係る費用の患者からの領収額の総額を記入してください。※当該証明書の発行に係る文書料を徴収する場合は、その金額も含めてください。
検査の内容・治療の状況	実施の不妊検査の内容及び治療の状況に☑を入れてください。貴院では実施せず、他の医療機関を紹介した場合なども把握している範囲で記入してください。
院外処方の有無	不妊検査・一般不妊治療に係る院外処方の有無を記入してください。
その他	院外処方を行った場合には、院外薬局で支払った調剤料等に係る自己負担額も対象となります。医療機関で作成する証明書に含めていただく必要はありません。 <u>※申請者へ院外薬局の領収書の写しも提出するよう伝えてください。</u>